

■最近の話題を考える“知財NEWS” 知財トピックス (2016. 7)

腹筋マシン「ワンダーコアスマート」の類似品販売、
意匠権侵害で「逮捕」

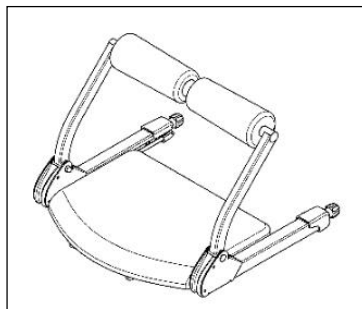
特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



今回の知財ニュースは、先月30日に、女優の剛力彩芽さんがCMに出ていて有名な「ワンダーコアスマート」(下記左側の写真)の類似品(下記右側の写真)の販売について、愛知県警が、販売する輸入業者を、意匠法違反の疑いで、逮捕した事件についてです。



ワンダーコアスマート
(出典:Shop Japan HP)



意匠登録第 1500344 号



類似品
(出典:タカハシインターナショナル HP)

今回の事件は、「意匠権の専用実施権の侵害(意匠権者は台湾人)で侵害認定がされている」点、「類似品が本物のワンダーコアスマートと下側ベース体を前後逆に付け変えただけで、極めて似ており、同じ工場から出荷されているように思われる」点など、様々な問題点がありますが、今回、特に、この事件を取り上げたのは、意匠権の侵害事件で、警察が被疑者を『逮捕』したことです。商標ではよく聞きますが、私が知る限り、意匠では、聞いたことがありません。

そもそも、刑事事件では、民事事件と違い、被疑者に「故意」がないと刑罰を与えることができません。この「故意」とは「犯罪の構成要件該当性の認識・認容」のことで、これを、意匠権侵害行為に当てはめると、「自分の販売している商品が、他人の意匠権の意匠と同一又は類似であること、を認識・認容している」ことが必要です(自分の販売している商品が、ワンダーコアスマートに似ている、という認識では足りません)。

ご存じのように、意匠権の類否判断は、専門家でも判断が分かれるくらい、難しいものです。もし、今回の被疑者が意匠権を侵害していることを、確実に認識している場合には、故意の立証(検察官が行います)は容易かも知れませんが、そうでない場合は、かなり面倒なことになるように思います。記事によると、被疑者は意匠権を侵害する意図はなかったと供述しているようですし…。

この「逮捕」というのは、人の自由な行動を国家権力で制限するものであるため、本来、抑制的でなければなりません。今回の逮捕に至るまでの経緯は分かりませんが、安易に、専用実施権者からの告訴によって、愛知県警が逮捕したのであれば、やや勇み足の可能性があると思います。以後、この事件の経過が気になるところです。

以上